

「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」運営規約（家庭向け）

（目的）

第1条 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（以下「本プロジェクト」という。）は、本プロジェクトの趣旨に賛同する市民に対し、脱炭素化に向けた行動変容を促すとともに、本プロジェクトの参加者の取組により横浜市内で削減された二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出量（以下「環境価値」という。）について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に定める認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）によりJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図り、もって地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（運営及び管理）

第2条 本プロジェクトの運営及び管理は、横浜市（以下「運営・管理者」という。）及び運営・管理者から本プロジェクトに係る業務委託を受けた事業者（以下「業務受託者」という。）が行う。

2 運営・管理者及び業務受託者は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 本プロジェクト参加届の受理及び参加資格の確認に係る業務
- （2） J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録・変更申請に係る業務
- （3） モニタリングの実施、排出削減量等の算定に係る業務
- （4） J-クレジット制度認証委員会への実績報告及びJ-クレジットの認証申請に係る業務
- （5） 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- （6） 参加者への情報提供及びアンケートの実施に係る業務
- （7） 参加者の退会手続き

（実施するプログラム型排出削減事業）

第3条 本プロジェクトでは、太陽光発電設備により系統電力等の使用量を削減する事業、電気自動車を導入することにより化石燃料の使用量を削減する事業、コージェネレーションの導入により化石燃料及び電力の使用量を削減する事業、及び太陽熱利用システムを導入することにより、化石燃料等の使用量を削減する事業を実施する。

（参加申込み）

第4条 本プロジェクトに参加しようとする者は、本規約に同意の上、運営・管理者又は業務受託者が作成する参加届等に必要事項を記入し、運営・管理者又は業務受託者へ提出（運営・管理者又は業務受託者が作成する電子申請システムを利用する場合は申請情報が到達することをいう。以下同様。）するものとする。

また、CO₂排出削減取組の対象とする設備（以下「対象設備」という。）の導入が確認できる書類等を、運営・管理者又は業務受託者に提出するものとする。

(参加資格)

第5条 本プロジェクトに参加しようとするものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 横浜市に在住する者であって、既に市内の住居に対象設備を導入している者又は対象設備を導入する予定である者。
 - (2) 対象設備が、参加申込日の2年前の日以降に稼働していること。
 - (3) Jークレジット制度における各種申請に際し、参加届及び対象設備の導入支援に係る書類(運営・管理者が実施する導入支援を利用する場合)に記載された情報を、運営・管理者及び業務受託者が使用することに同意すること。
 - (4) Jークレジット制度における各種申請に際し、参加届に記載された以外の情報について、運営・管理者及び業務受託者が必要とする場合は提供することに同意すること。
 - (5) 参加後、モニタリング(※)に必要な情報を運営・管理者及び業務受託者へ提供し、Jークレジットの申請のために使用することに同意すること。
 - (6) 環境価値を運営・管理者へ譲渡すること。その結果として、参加者は譲渡した環境価値について、「温室効果ガス排出量を削減」したことを他の類似制度に報告(主張)できなくなることに同意すること。
 - (7) 対象設備が、他の類似制度及びJークレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
 - (8) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために遵守しなければならない建築基準法、電気事業法、その他関連法令等を遵守することに同意すること。
 - (9) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例51号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ※ モニタリングとは、CO₂排出量を算定するための、計測を指す。参加者は、後日、この参加届とは別に発電電力量や売電電力量(太陽光発電設備の導入の場合)などのデータ等を提出すること。

(参加の承認)

第6条 運営・管理者及び業務受託者は、参加届の提出があった場合は、参加審査を行う。審査の結果、参加が適当であると認められるときは、参加を承認し、参加者にすみやかに通知することとする。

(設備の処分等)

第7条 参加者は、第11条に規定する期間内において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を運営・管理者又は業務受託者に届けなければならない。

- (1) 対象設備がき損もしくは滅失したとき。
- (2) 対象設備を処分(売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。)しようとするとき。

(退会)

第8条 参加者は、本プロジェクトを退会しようとするときは、運営・管理者又は業務受託者に「横浜グリーンエネルギーパートナーシップ」退会届を提出し、その承認を得なければならない。

2 運営・管理者及び業務受託者は、参加者が次の各号に該当するときは、当該参加者の退会措置をとることができる。

- (1) 参加者が第5条に定めた参加資格を喪失した場合

- (2) 前項の届出があった場合
- (3) 第 11 条に定める期間を経過した場合
- (4) 参加者が本プロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとった場合

(J-クレジットの活用方法)

第 9 条 参加者から運営・管理者へ譲渡された環境価値により認証された J-クレジットについては、横浜市内で開催される大規模イベント等で活用することとする。ただし、今後の J-クレジット制度を取り巻く環境に応じて活用方法は適宜見直すこととする。

(会費)

第 10 条 本プロジェクトの参加費は無料とする。

(参加者資格の有効期間)

第 11 条 参加者資格の有効期間は、入会日から 8 年間とする。ただし、本プロジェクトの実施期間が変更された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 参加者から得られた個人情報は、本プロジェクトの業務遂行のためにのみ適切に取り扱うものとする。また、個人を特定できない形で統計情報として使用することがある。

(規約の改定)

第 13 条 本規約は、参加者の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、運営・管理者のホームページに掲載することにより、適宜参加者に報告するものとする。

(委任)

第 14 条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し必要な事項は、運営・管理者が定める。

附 則

本規約は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。

附 則 (制定 令和 8 年 5 月 19 日脱脱ラ第 121 号、部長決裁)

この要綱は、令和 8 年 5 月 19 日から施行する。